秋田市成年後見制度利用促進基本計画 (案)

令和4年 月

秋 田 市

はじめに

秋田市長 穂積 志

目 次

第1章 成年後見利用促進基本計画の基本的事項・・・・・・・1

| 1 | 計画策定の背景 |
|-----|----------------------------|
| 2 | 計画の目的 |
| 3 | 計画の位置づけ |
| 4 | 計画の期間 |
| 5 | 推進体制と進行管理 |
| 第2章 | 成年後見制度を取り巻く現状と課題・・・・・・・5 |
| 1 | 高齢者数の推移 |
| 2 | 障がい者数の推移 |
| 3 | 制度の利用状況 |
| 4 | 制度の認知度について |
| 5 | 成年後見制度利用促進における課題 |
| 第3章 | 計画の施策体系および実現に向けた取組・・・・・・13 |
| 1 | 基本理念と目指す姿 |
| 2 | 基本目標 |
| 3 | 施策の体系 |

4 施策における取組

資料編

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどがあることにより判断能力が不十分な方を支えるための重要な手段であり、今後、全国的に高齢化が進み、認知症高齢者等が増えることで、その必要性はますます高まるものと考えられています。

国では、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」を制定するとともに、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を策定することが規定されています。また、国の基本計画において、成年後見制度の利用に関する関係団体の連携の中核となる機関を設置することが求められています。

本市はもともと高齢者が多く、認知症高齢者のかたが人口に占める割合も高いため、従来から認知症施策への取組など対応を行っていますが、更なる支援を必要とするかたは増加し続けることが想定されます。そのため、本市においても、認知症や知的障がいなどにより、成年後見制度の利用が必要なかたへの支援や、市民への制度理解の促進など、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人や保佐人、補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うことで、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。 平成 11 年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度に代わって制定され、平成 12年4月から施行されています。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

〇法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。法定後見は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|--------------|---------------|-----------------|-----------|
| | (成年後見人) | (保佐人) | (補助人) |
| 対象となる方 | 判断能力が欠けてい | 判断能力が著しく不 | 判断能力が不十分な |
| 対象になる方 | るのが通常の人 | 十分な人 | 人 |
| | | 借金、相続の承認など | |
| 成年後見人等が同意 | 原則としてすべての法律行為 | 民法第 13 条第 1 項 | 申立てにより裁判所 |
| または取り消すこと | | 記載の行為のほか、申 | が定める行為 |
| ができる行為(※1) | | 立てにより裁判所が | (%2) |
| | | 定める行為 | |
| 成年後見人等が代理 | | 中立アにより書判所 | 中立てにより書判所 |
| することができる行 | 原則としてすべての | 申立てにより裁判所が定める行為 | 申立てにより裁判所 |
| 為(※3) | 法律行為 | が定める行為 | が定める行為 |

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日用品の購入など、日常生活に関する行為は含まれません。
- ※2 補助人が同意または取り消すことができるものとして裁判所が定める行為は、民法第 13条第1項に記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為や増改築など)の一部 に限られます。
- ※3 成年後見人等が代理することができる行為のうち、本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

〇任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が 低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効 力が生じます。

2 計画の目的

秋田市成年後見制度利用促進基本計画(以下「本計画」という。)は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分なかたが成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本市の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を明らかにし、計画的に進めていくことを目的に策定するものです。

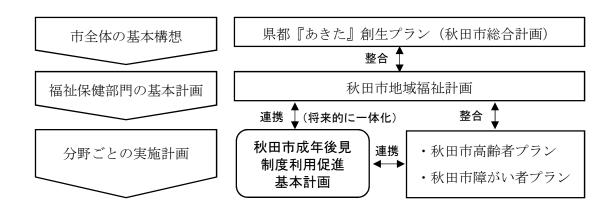
3 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、秋田市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

(2) 秋田市総合計画等との関係性

本計画は、市全体の基本構想である「県都『あきた』創生プラン(第 14 次 秋田市総合計画)」の基本理念を実現するための福祉保健部門の基本計画で ある「秋田市地域福祉計画」を上位として、「秋田市高齢者プラン」や「秋 田市障がい者プラン」などの関連計画と整合・連携を図ります。



4 計画の期間(令和4年度~令和5年度)

本計画は、上位計画である秋田市地域福祉計画との整合を図るため、現行の第4次秋田市地域福祉計画(計画期間:平成31年度~令和5年度)と終期をそろえ、計画期間を令和4年度から令和5年度の2年間とします。

5 推進体制と進行管理

(1) 策定プロセス

本計画の策定については、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された地域福祉専門分科会において審議を行いながら進めました。

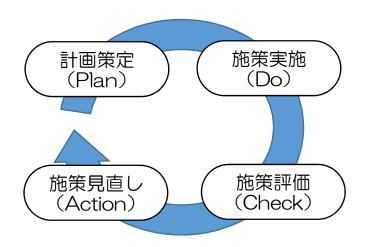
(2) 推進体制

本計画の推進にあたっては、成年後見制度に関する福祉・医療・介護関係者や法律分野の専門職で構成する協議会を設置し、関係団体と連携・協力しながら、成年後見制度の利用促進に関する各種施策に取り組みます。

(3) 進行管理

本計画を着実に推進し、施策・取組の実効性を高めていくため、PDCAサイクル【計画策定(Plan)、施策実施(Do)、施策評価(Check)、施策見直し(Action)】の活用により、内容の質を継続的に高めていきます。

進行管理については、客観性を確保する必要があることから、施策・取組の実施状況を定期的に点検・評価し(一次評価)、その結果を新たに設置する協議会や地域福祉専門分科会に報告して評価する(二次評価)とともに、いただいた意見などを今後の計画の展開に反映していきます。



第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 高齢者数の推移

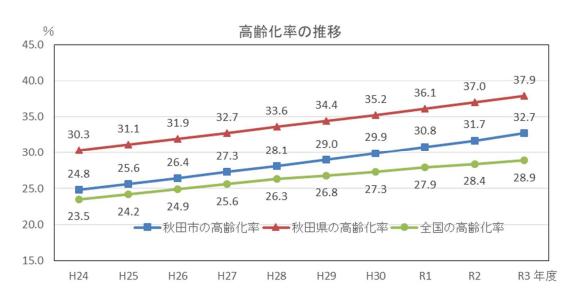
(1) 本市の高齢者人口の推移と推計

介護保険の第1号被保険者(本市に住所を有する65歳以上の者)は、年々増加を続けています。また、今後はいわゆる団塊の世代が75歳以上となってくることから、後期高齢者の割合についても上昇する見込みです。



(2) 高齢化率の推移

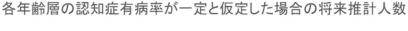
本市の高齢化率(全人口に占める65歳以上人口の割合)は、高齢化の進展により右肩上がりで推移しており、秋田県の平均よりも5ポイントほど低いものの、全国平均よりは高い状態です。

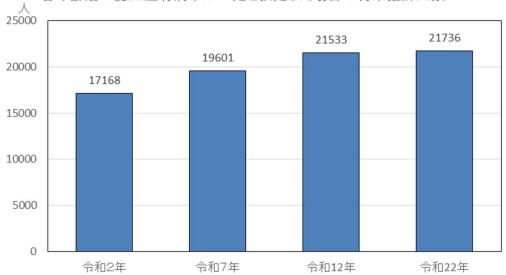


(3) 認知症高齢者数の推移

厚生労働省において、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に 関する研究」が報告されており、認知症患者の推定有病率が示されていま す。この率を本市に当てはめると、認知症高齢者数は令和22年に約2万2 千人と推計されます。

なお、本研究では、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症 の有病率の上昇に影響することが報告されています。これを本市に当ては めると、令和22年は有病率25.4%、認知症高齢者数25,798人となり、各 年齢層の有病率が一定の場合(21.4%、21,736人)と比べ、4.0%、4,062人 の上昇が見込まれます。





| | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和22年 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 各年齢層の認知症有病率が一定と 仮定した場合の将来推計 | 17,168 | 19,601 | 21,533 | 21,736 |
| 人数/(有病率%) | (17.2) | (19.0) | (20.8) | (21.4) |

2 障がい者数の推移

知的障がい児(者)数の増加については、内閣府が公表している令和3年度版障害者白書によると、「知的障害は発達期にあらわれるものであり、発達期以降に新たに知的障害が生じるものではないことから、身体障害のように人口の高齢化の影響を大きく受けることはない。以前に比べ、知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる。」と分析されています。

また、精神障がい者数の増加については、社会情勢の変化によるストレスの増加や、精神障がいへの理解が進んだこと等により受診者数が増加していることから手帳所持者の増加につながっているものと考えられます。



知的障がい児(者)数および精神障がい者数の推移

3 制度の利用状況

(1) 成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者は令和2年から令和3年の1年間で20人増加、355人となっており、認知症高齢者や知的障がい者等の増加とともに今後も増えることが見込まれます。

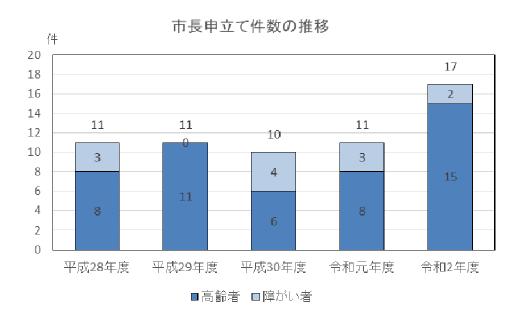
秋田市の成年後見制度利用者数の推移 (各年7月末時点:人)

| | 後見 | 保佐 | 補助 | 計 |
|------|-----|----|----|-----|
| 令和元年 | 261 | 59 | 13 | 333 |
| 令和2年 | 262 | 56 | 17 | 335 |
| 令和3年 | 271 | 63 | 21 | 355 |

※秋田家庭裁判所調べ

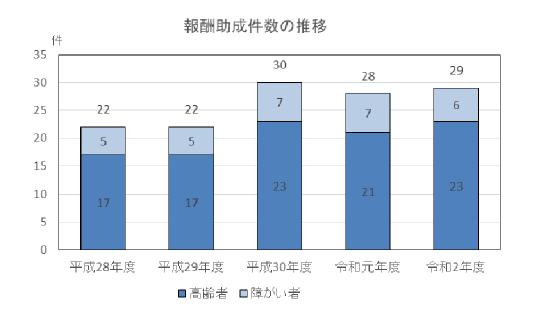
(2) 市長申立て件数の推移

本市の成年後見の市長申立て件数は増加傾向にあり、制度の周知が進むことにより今後も増加していく見込みです。



(3) 成年後見制度利用支援事業 (報酬助成件数) の推移

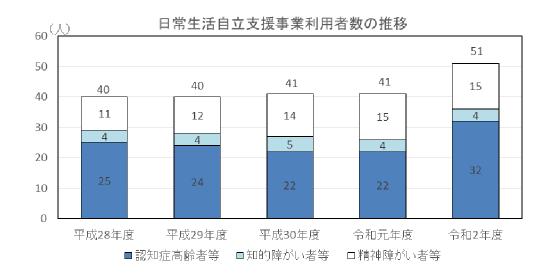
報酬助成件数は、平成30年度以降横ばいとなっていますが、成年後見制度の利用者の増とともに今後増加が見込まれています。



(4) 日常生活自立支援事業の推移

日常生活自立支援事業は、認知症や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、秋田市社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、認知症高齢者や障害のある方々の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

利用者数は横ばいで推移してきましたが、令和2年度は認知症高齢者の利用者が増加しています。



4 制度の認知度について

(1) 成年後見制度について

平成29年度に実施した市民意識調査によると、成年後見制度について「知っている」人は46.4%で、前回調査(平成24年度実施)の37.1%から増加していますが、「名称は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」、「知らない」人は合わせて52.6%であり、半数以上が制度の内容については知らないという現状があります。

| | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 知っている | 37.1% | 46.4% |
| 名称は聞いたことがあるが、 制度の内容は知らない | 27.9% | 29.1% |
| 知らない | 33.6% | 23.5% |
| 無回答 | 1.5% | 1.1% |

(2) 日常生活自立支援事業について

秋田市社会福祉協議会が実施している、生活支援員が判断能力の不十分な 高齢者や障がい者の福祉サービス利用の援助などを行う「日常生活自立支援 事業」については、名称を「知っている」人は11.6%にとどまり、前回調査 から比較しても割合が低く、制度の周知が進んでいない現状があります。

| | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 知っている | 14.5% | 11.6% |
| 名称は聞いたことがあるが、 制度の内容は知らない | 20.0% | 22.6% |
| 知らない | 63.9% | 65.2% |
| 無回答 | 1.6% | 0.5% |

5 成年後見制度利用促進における課題

(1) 高齢者数および障がい者数の動向から見た課題

本市の高齢者人口(65歳以上)は、2010年(平成22年)から2040年(令和22年)までの30年間で約3万人増加すると推計されており、高齢者数は増加の一途をたどっています。認知症高齢者についても2040年(令和22年)には約2万2千人になると推計されています。

また、知的障がい者、精神障がい者についても増加傾向が続いていることから、今後成年後見制度利用についてのニーズは高まってくることが予想されます。

一方で、成年後見制度の利用者数は 400 人に満たず、認知症高齢者など制度の利用対象として想定されるかたが実際に制度利用に至っている割合は、著しく少ない状況にあります。

そのため、市民はもちろん、認知症高齢者などと接する機会の多い施設や 医療機関等に対して、制度の周知啓発を行い、早い段階で支援を行うことが できるよう、専門職団体と連携した取組が必要となっています。

(2) 成年後見制度利用における課題

ア 成年後見制度に係る総合相談窓口の必要性

成年後見制度の利用に関する相談については、現在、専門職団体がそれ ぞれ対応していることから、制度利用を必要としているかたもしくはその 支援者等が最初にどこに相談してよいか分からないことがあります。

そのため、成年後見に関する総合的な相談窓口の設置が必要となっています。

イ 本人の意思決定支援や身上保護を重視した制度運用の必要性

家庭裁判所により選任される成年後見人等は、本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、法律専門職等の第三者が選任されることが多いのですが、こういった場合、財産の保護が優先され、本人の意思の尊重が十分にされず、福祉的な視点が乏しいものもあると言われています。

そのため、本人の様々なサービス利用状況等を踏まえ、最も適切な成年 後見人等が選任されるとともに、本人の意思決定支援や身上保護を重視 した後見活動が行われるような支援が必要となっています。

ウ 制度の不正防止に関する取組の必要性

成年後見制度における不正事案について、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多く、後見人が孤立することによりその発生リスクも高まるとされています。

そのため、後見人等が孤立することなく日常的に必要な支援を受けられるような体制づくりが必要となっています。

エ 身寄りのない認知症高齢者等への取組の必要性

認知症や知的障がいなどによって判断能力が十分でないため、成年後見制度を利用する必要性が高いものの申立てをする親族がいないケースや、 所得状況から成年後見制度の利用をためらうケースがあります。

本市では、親族が申立てできないケースについては市長が申立てを行っているほか、資産・収入等が一定基準以下のかたに対し、成年後見人等に対する報酬助成を実施していますが、今後もこれらの取組を継続することが必要となっています。

第3章 計画の施策体系および実現に向けた取組

1 基本理念と目指す姿

人口減少と少子高齢化が急速に進む本市においては、市民一人ひとりが、仮に支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことが重要となっています。

すべての市民の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう必要と される支援を行うため、第4次秋田市地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、本 計画における基本理念を次のとおりとします。

《基本理念》

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

2 基本目標

基本理念のもとに、本市が目指す方向性を示すものとして、次の3つの基本 目標を設定します。

基本目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークを構築する。

基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度運用

成年後見制度においては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、その生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備する。

基本目標3 制度理解と不正防止の仕組みの構築

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度 の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築 する。

3 施策の体系

基本目標ごとの施策や取組について、体系として表します。

基本目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

施策1 地域連携ネットワークの構築

- (1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- (2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備
- (3)「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営

施策2 利用者の把握と早期発見・早期対応

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度運用

施策3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施

(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用 への支援体制整備

施策4 後見人の選任における配慮

(1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り 巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備

施策5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

- (1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- (2) 成年後見制度利用支援事業

基本目標3 制度理解と不正防止の仕組みの構築

施策6 後見人制度の理解の促進

(1) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

施策7 関係機関の連携による不正防止への取組

(1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止

4 施策における取組

基本目標 1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークを構築する。

【指標】

医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が参画する「地域連携ネットワーク」は、協議会における話合いや協議を重ねていくことで、その構築が図られていきます。また、地域連携ネットワークの中心となる中核機関が相談対応や支援を積み重ねていくことで、関係機関の連携が強化されます。

このため、本市では、評価指標を「協議会の開催回数」、「中核機関の相談受付件数」、「中核機関の支援件数」に設定します。

| 指標 | R 4年度 | R 5年度 | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 協議会の開催回数 | 目標値 | 2 回 | 2 回 |
| 中核機関の相談受付件数 | 目標値 | 300 件 | 315 件 |
| 中核機関の支援件数 | 目標値 | 100 件 | 105 件 |

目標値については、令和3年度まで開催の実績はありませんが、他の運 営協議会等の開催状況を踏まえ、記載の数値とします。

施策 1 地域連携ネットワークの構築

<現状と課題>

家族や地域のつながりの希薄化が進む今日、判断能力が不十分で金銭管理などの日常生活に支障を来す場合や、自ら助けを求めることが難しい場合など、生きづらさを抱える人の尊厳が脅かされる場面が多くなることが想定されます。

そのため、権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援に結び付ける とともに、本人らしい生活を守るための制度として、必要な人が必要なときに 成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備し、必要な支援につなげる地 域連携の仕組み(地域連携ネットワーク)を構築することが求められています。

<施策の方向性>

- ・本市における権利擁護支援、成年後見制度の利用促進強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めます。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する団体が役割分担し、成年後 見制度をはじめとした権利擁護支援を促進していきます。
- ・地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、当該ネットワークのコーディネート等を行う中核機関を設置します。
- ・成年後見人等が被成年後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した 後見活動が行われるよう支援していきます。

<主な取組>

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、 身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、 本人の意思や状況を把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は、これに後見人が加わり、本人の意思や状況を継続的に把握、対応します。

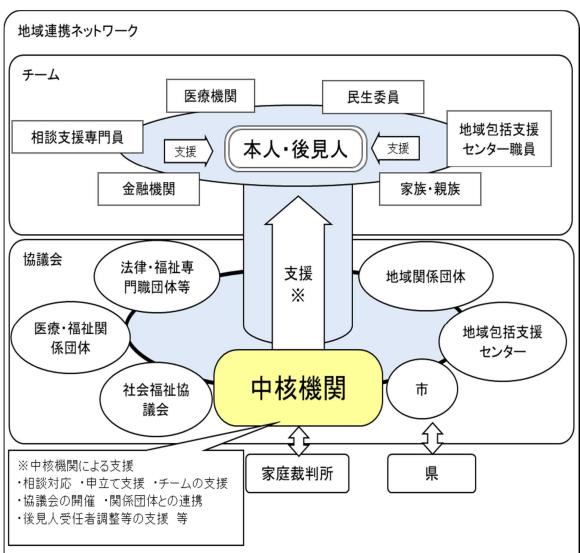
(2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備

中核機関(秋田市権利擁護センター)が、協議会の事務局としてコーディネートを担う中核機関となり、協議会構成団体の連携や対応の強化を図り、円滑にチームを支援します。

(3) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営

法律・福祉の専門職団体や相談機関が、チームに対して必要な支援を行えるよう組織した「秋田市成年後見制度利用促進協議会」にて、各団体の取組や課題などの報告を行い、関係機関の連携強化と情報共有を推進します。

参考:地域連携ネットワーク概念図



地域連携ネットワーク

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

これは既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされており、「チーム」、 「協議会」、「中核機関」を構成要素とする。

チーム

支援が必要な人について、本人の状況に応じ、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、医師者状況を把握し、必要な対応を行う仕組み。

協議会

チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体関係機関が連携体制を強化し、各団体・機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

中核機関(秋田市権利擁護センター)について

秋田市権利擁護センターの中核機関としての機能

1 広報機能

【取組内容】

- (1) パンフレットの作成・配布
- (2) 市民向け講演会等の開催
- (3) 地域団体、関係団体向け出前講座

2 相談機能

【取組内容】

- (1) 制度利用に関する相談
- (2) 相談ケースへの個別対応

相談者の後見等のニーズを、必要に応じて、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会と連携して精査します。また、必要な見守り体制を構築するため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者と連携します。

- (3) 申し立て時の書類確認等の支援
- 3 成年後見制度利用促進機能

【取組内容】

(1) 受任者調整 (マッチング) 等の支援

市長申し立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。また、親族後 見人候補者等からの相談を受け付け、家庭裁判所と連携して、当該親族 等が後見人になった後も継続的に支援します。

- (2) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- (3) 地域連携ネットワークの連携促進

4 後見人支援機能

【取組内容】

(1) 後見人からの相談受付

家庭裁判所と連携し、親族後見人等からの日常的な相談に応じ、本人の 意思を尊重し、身上に配慮した事務が行われるよう支援します。また、専 門的知見が必要な場合、専門職団体等と連携し支援します。

(2) 市民後見人の養成に向けた取組

施策2 利用者の把握と早期発見・早期対応

<現状と課題>

本市において当該制度を利用している人数は、制度を利用するニーズが高い と思われる認知症高齢者等の人数と比較すると、著しく少ない状況にありま す。そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、権利擁護支援が必要な人と 接する機会の多い施設や医療機関の職員等に対し、制度の周知啓発を行う必要 があります。

<施策の方向性>

- ・成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために相談・対応体制を充実させます。
- ・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等に対しても周知を進めます。

<主な取組>

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

制度の広報・周知を通して、関係者の制度理解を促進し、権利擁護に関する支援を要する人を速やかに必要な支援につなげます。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について、必要な人が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

基本目標2 利用者がメリットを実感できる制度運用

成年後見制度においては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、その生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備する。

【指標】

経済的な理由や親族等の事情があるかたについて、市長申立てや、後見 人への報酬助成を行うことは、高齢者、障がい者の特性に応じた意思決定 支援の推進につながります。

このため、本市では、評価指標を「後見等市長申立件数」「市長申立て報酬助成件数」「市長申立て以外報酬助成件数」に設定します。

| 指標 | R 4年度 | R 5年度 | |
|---------------|-------|-------|------|
| 後見等市長申立件数 | 目標値 | 18 件 | 19 件 |
| 市長申立て報酬助成件数 | 目標値 | 28 件 | 33 件 |
| 市長申立て以外報酬助成件数 | 目標値 | 28 件 | 33 件 |

目標値については、制度周知による利用者の増加を踏まえ、記載の数値とします。

施策3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施

<現状と課題>

成年後見人等からの相談については、現在、家庭裁判所が対応しているものの、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であるとされています。そのため、本人や成年後見人等を支援するための仕組みづくりを進め、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた後見活動がなされるような体制を整備していく必要があります。

<施策の方向性>

・本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。

<主な取組>

(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整 備

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた成年後見制度の運用となるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、保健福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援をするとともに、チーム関係者からの相談対応も行います。

施策4 後見人の選任における配慮

<現状と課題>

国の基本計画では、家庭裁判所に選任される成年後見人等は、本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が選任されることが多く、第三者が成年後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。そのため、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるための取組が求められています

<施策の方向性>

・本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、推薦するための体制のあり方について検討していきます。

<主な取組>

(1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況 等を的確に伝えられる体制の整備

本人の状況について、支援者等からの情報が的確に家庭裁判所へ伝わるよう、連携体制を整えます。

施策5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

<現状と課題>

権利擁護支援の一つとして、秋田市社会福祉協議会を実施主体とする日常 生活自立支援事業があります。当該事業は、判断能力が十分ではない人が福 祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるもので、今後、地域 連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業から成年後見制 度への移行等、連携の強化が重要となります。

また本市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が 十分ではない人の身上保護や財産管理等における保護を必要とする際に、成 年後見制度の申立てをする親族がいない場合には、市長が家庭裁判所に対し て後見等開始の審判の申立てを行っているほか、資産・収入等の状況に応じ て、市長申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業の需要も高まっていくものと想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

<施策の方向性>

- ・日常生活自立支援事業利用者の状況に応じて成年後見制度へのスムーズな 移行が行われるよう、秋田市社会福祉協議会と連携を強化します。
- ・所得状況にかかわらず身寄りのない認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

<主な取組>

(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

秋田市社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」と連携 し、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、 スムーズに成年後見制度へ移行できるようにします。

(2) 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者について、市長が後見等開始の審判の申立てを 行います。また、低所得者等についても制度を活用できるよう、該当する方 に対して、申し立て理由や後見類型に関わらず、成年後見制度利用に関する 申し立て費用及び後見人の報酬に関する費用助成を行います。

基本目標3 制度理解と不正防止の仕組みの構築

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度 の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築 する。

【指標】

制度に関する普及啓発を図り、正しく適切な制度理解を進めることは、親族後見人等による不正を未然に防ぐことにつながります。

このため、本市では、評価指標を「成年後見制度に関する市民向け講演会の実施回数」と市民意識調査における成年後見制度の認知度(内容を含め知っている人の割合)に設定します。

| 指標 | R 4年度 | R 5年度 | |
|--|-------|-------|-----|
| 成年後見制度に関する 市民向け講演会の実施回数 | 目標値 | 2回 | 2 回 |
| 市民意識調査における成年後 見制度の認知度(内容を含め 知っている人の割合) | 目標値 | 70% | |

成年後見制度の認知度に関する目標値については、現状の成年後見制度利用者数や制度への関心度を踏まえ、平成29年度調査時において成年後見制度について「知っている」と「名称は聞いたことがあるが制度の内容は知らない」の割合を合わせた75.5%をもとに、70%とします。

施策6 後見人制度の理解の促進

<現状と課題>

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。

また、家庭裁判所から法定後見人に親族が選任される場合、いわゆる親族後見人について、家庭裁判所からは福祉に関する情報や福祉サービスの提供が行われるわけではないため、親族後見人が安心して適切に後見等業務に取り組めるよう、関係団体等の専門性を生かした支援や日常的に相談しやすい環境を整える必要があります。

<施策の方向性>

- ・成年後見制度について、正しく適切な制度理解のための周知および普及啓発 を進めます。
- ・親族後見人等、後見人に対する支援体制を整えます。

<主な取組>

(1) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

様々な媒体を利用して、市民に対する成年後見制度の普及啓発を実施し、 利用数を増加させるだけでなく、本人の意思決定支援であるという視点を含 め、正しく適切な制度理解を図ります。

また、認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、これまでと同じように本人らしい生活ができるよう、地域での見守り活動を推進するほか、 親族後見人等が後見人業務に関しての相談ができるような相談窓口を整備 します。

施策7 関係機関の連携による不正防止への取組

<現状と課題>

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多く、後見人が孤立することによりその発生リスクも高まると思われることから、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は、これに成年後見人等が加わる形でチームとして関わる体制づくりを主体的に進め、日常的な関わりを通して本人の意思決定支援や身上保護等が行なわれる必要があります。

また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、引き続き、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう働きかけを行います。

なお、チームで本人を支援する体制等を整備することで、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐとともに、本人に対する経済的虐待や横領等の兆候を早期に把握し、被害を最小限に食い止めることも可能となります

<施策の方向性>

- ・不正を未然に防止するための体制を整備し、安心して制度が利用されるよう 支援体制を整えます。
- ・後見人等が孤立することなく日常的に相談等を受けられるような体制の整備を進めます。

<主な取組>

(1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による、不正 の未然防止

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備し、不正の未然 防止を図ります。また、広く市民への制度の理解を促し、普及啓発を行 うことで、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

| 年 月 | 内 容 |
|--------|--|
| 令和3年5月 | 第1回社会福祉審議会全体会(諮問) |
| 6月 | 計画策定について厚生委員会で説明 第1回地域福祉専門分科会(現状・課題の把握、骨子等審議) |
| 10月 | 第2回地域福祉専門分科会(素案審議) |
| 12月 | 素案を市議会厚生委員会で説明・パブリックコメント実施 |
| 令和4年1月 | 第3回地域福祉専門分科会(計画案審議) |
| 2月 | 第2回社会福祉審議会全体会(答申) |
| 3月 | 計画を厚生委員会で説明後、公表 |
| 令和4年度~ | 計画の進行管理 |

2 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

| 氏 名 | 団体名 | 職名 | 備考 |
|---------|----------------------------------|---------|------|
| 石 村 照 子 | 公益社団法人認知症の人と家族の会秋田 県支部 | 代表 | |
| 上村清正 | 秋田市保育協議会 | 副会長 | |
| 宇佐見昭一 | 中央地域づくり協議会 | 会長 | |
| 遠 藤 善 衛 | 秋田市ボランティア連絡協議会 | 会長 | |
| 尾野 恭一 | 国立大学法人秋田大学医学部 | 学部長 | |
| 黒 崎 義 雄 | 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 | 会長 | |
| 小林顕 | 秋田市手をつなぐ育成会 | 会長 | |
| 佐々木 明美 | 社会福祉法人グリーンローズ | オリブ園園長 | |
| 佐々木 真 | 秋田市老人福祉施設連絡協議会 | 会長 | |
| 佐藤 正俊 | 秋田県知的障害者福祉協会 | 理事 | |
| 原義彦 | 国立大学法人秋田大学大学院教育学研究 科 | 教授 | |
| 船木孔 | 秋田市地域包括・在宅介護支援センター 連絡協議会 | 幹事 | |
| 三浦 喜美子 | 秋田市民生児童委員協議会 | 会長 | |
| 渡邉剛 | 秋田経済同友会 | 常任幹事 | |
| 近藤直 | 公益社団法人成年後見センター・リーガ ルサポート 秋田支部 | 司法書士 | 臨時委員 |
| 藤原美佐子 | 秋田弁護士会 高齢者・障害者問題対策 委員会 | 委員長 | 臨時委員 |
| 船木 聡 | 秋田県精神保健福祉士協会 | 精神保健福祉士 | 臨時委員 |
| 和 田 士郎 | 一般社団法人秋田県社会福祉士会 | 会長 | 臨時委員 |
| 和田 美智子 | 秋田県医療ソーシャルワーカー協会 | 副会長 | 臨時委員 |
| 綿 貫 哲 | 秋田県中央地区介護支援専門員協会 | 会長 | 臨時委員 |

3 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号) ※抜粋

(基本理念)

- 第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生 労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団 体、民間の団体等の相互の協力及び適切 な役割分担の下に、成年後見制度 を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するため に必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責 務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に 関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域 の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本 理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する 成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるととも に、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利 用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

- 第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(市町村の講ずる措置)

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村 の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な 計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援 その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。